

社会福祉法人京都福祉サービス協会 育児休業等の取得状況

2022(令和4)年度における男性労働者の育児休業等の取得割合は以下のとおりです。

取得対象者数	取得者数	取得割合
6	4	66%

算定期間	2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日
育児休業等	育児休業等は、育児・介護休業法に規定する以下の休業です。 ・育児休業 ・出生時育児休業(産後パパ育休)
算出方法	$\frac{\text{2022年度に育児休業等を取得した男性労働者数}}{\text{2022年度に配偶者が出産した男性労働者数}}$